

【新一部事務組合規約（案）について】

1. 名称

（仮称）朝霞和光資源循環組合

※ 名称の例

志木地区衛生組合、蕨戸田衛生センター組合、埼玉中部資源循環組合
埼玉中部環境保全組合

2. 構成団体

朝霞市、和光市

3. 共同処理する事務

- （1）新ごみ共同処理施設の建設及び稼働後の管理運営
- （2）計画の策定及びこれに付帯する事務

4. 事務所の位置

- （1）組合の事務所は、和光市役所に置く。
- （2）新ごみ処理施設の竣工後は、新施設内に移設する。

5. 議会の組織及び議員の選挙方法

(1) 定数

検討中

※ 朝霞地区一部事務組合の例 20人（議長を含む各市5人ずつ）

(2) 選出方法

検討中

※ 朝霞地区一部事務組合の例 構成団体の議会がその議員の中から選挙する。

(3) 任期

検討中

※ 朝霞地区一部事務組合の例 2年

※ 組合の条例等で定める事項

ア 定例会 回数及び内容

イ 報酬及び費用弁償

ウ 議会運営

- ・会議規則
- ・委員会条例（議会運営委員会など）
- ・傍聴規則
- ・議場、事務局、書記長

(1) 管理者

ア. 概要

事務：一部事務組合を代表し、実施する事業を管理する。

身分：特別職

報酬等：組合の条例等で定める。

イ. 選任方法

組合市の長の協議により組合市の長のうちから、これを定める。

ウ. 任期

当該構成団体の長の任期

- 組合設立時の管理者は建設地の長（和光市長）とする。
- 新ごみ共同処理施設（可燃ごみ、不燃・粗大ごみ）稼働後の最初の管理者は建設地の長（和光市長）とし、以後2年おきに副管理者と交代する。

(2) 副管理者

ア. 概要

事務：管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

身分：特別職

報酬等：組合の条例等で定める。

イ. 定数

1人

ウ. 選任方法

組合市の長の協議により組合市の長のうちから、これを定める。

エ. 任期

当該構成団体の長の任期

- 常任副管理者は設置しない。

(3) 会計管理者

ア. 概要

事務：一部事務組合の会計事務をつかさどる。

身分：一般職員

イ. 選任方法

組合の職員又は構成団体の職員から管理者が任命する。

- 副管理者の属する市の会計管理者が併任する。

(4) 職員

ア. 概要

職員の定数及び給与等は組合の条例等で定める。

- 新組合設立時は各市4名づつの人員配置を想定する。【別添資料1参照】
- 総務課及び施設課を設けてそれぞれ業務を担当する。

(5) 監査委員

ア. 定数

検討中

- ※ 朝霞地区一部事務組合の例 2人

イ. 任期

検討中

- ※ 朝霞地区一部事務組合の例 議員の任期又は4年

ウ. 選任方法

検討中

- ※ 朝霞地区一部事務組合の例 識見を有する者 1人、議員選出 1人
- ※ 自治法改正により、議会選出の監査委員を置かなくてもよいとされた。

7. 経費の支弁の方法

検討中

- ※ 経費：組合の組織運営に関する費用（総務費、議会費等）
組合事業に関する費用（共同処理施設の設計費、建設費、管理運営費等）